

第2次

横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画書

令和8年度～令和12年度



横芝光町マスコットキャラクター
よこびー

令和8年3月

町民や地域みなさんに期待すること

みんなで

ともにつくる 支え合い助け合う
誰もが安心して自分らしく
暮らせるまちづくり

をめざそう

地域の活動に
協力しましょう

地域で困っている
人を気にかき、
必要に応じて
民生委員・児童委員や
相談機関等に
つなげましょう

地域での福祉や
健康に関する
学習会などに参加、
協力しましょう

健康づくり
について関心を持ち、
取り組んで
みましょう

病院への送迎や
買い物支援など、
地域での身近な
助け合いについて
考えてみましょう

自分たちで
住みよい・安全な
地域にしていこうとする
意識を持ちましょう



横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和8年3月

発行：横芝光町・社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会

企画・編集：横芝光町 福祉課
〒289-1793
千葉県山武郡横芝光町宮川 11902
TEL 0479-84-1257

社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会
〒289-1727
千葉県山武郡横芝光町宮川 11902
TEL 0479-80-3611

1 地域福祉ってなに？

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持った暮らしを送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にしながら、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民や行政が相互に協力する仕組みを作ることです。



2 「自助・共助（互助）・公助」ってなに？

地域福祉を進めるときに重要となるのが、「自助」「共助（互助）」「公助」の考え方です。様々な生活課題について住民一人ひとりの努力「自助」、住民同士の相互扶助「共助（互助）」、公的な制度「公助」の連携によって、お互いの力を合わせることで地域福祉を推進していくことが重要です。

また、近年の多様化・複雑化する地域におけるニーズには、住民の助け合いによる「共助」は地域福祉の非常に重要なポイントであり、住民やボランティア、NPO等が自主的な活動を行うことが求められています。



3 地域福祉計画ってどんな計画？

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

本町においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることができます。

また、令和12年（2030年）までに世界各国が達成を目指す共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。SDGsの基本的理念である「誰一人取り残さない」という理念が、地域福祉の基本的な考え方と親和性が高いことから、SDGsの視点を意識して計画を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 地域福祉に関する現状

町内在住18歳以上の町民の皆様にご協力頂き、2,000件配布した内900件のご回答をお寄せ頂きました。

また、より多くの地域住民の皆さんの声をお聞きし、住民の視点を取り入れた地域の福祉課題を把握するため、地区懇談会を開催しました。

アンケート調査結果では・・・



Q 普段どの程度、ご近所づきあいをしていますか。

A 会うとあいさつをするつきあいが「ある」と回答した方が94.9%となっていました。

Q 身近な地域で気になること、問題と感ずることがありますか。

A

- 1位 交通などの移動手段や高齢者などの買い物弱者の問題
- 2位 世代を超えたふれあい・交流が少ない
- 3位 災害など非常時の協力体制が不安
- 4位 自治会の役員など地域の福祉の担い手が不足

Q 困っている人に対して、ご自身ができることは何だとお考えですか。

A

- 1位 「気にかける、声かけ」
- 2位 「買い物の手伝い」
- 3位 「ごみ出し」
- 4位 「困りごとの相談」
- 5位 「外出の手助け」

Q 地域福祉を充実していくために、住民と行政との関係はどうあるべきとお考えですか。

A 「行政も住民も協力し合っていくべき」が最も多く半数を超えています。



地区懇談会では・・・



- ・自治会・役員・消防団・民生委員などの担い手不足、高齢化
- ・災害時の備えや地域での協力体制が不十分
- ・空き家・荒地の増加
- ・近所同士の交流の希薄化
- ・高齢者世帯・独居世帯の増加
- ・買い物できる店が少ない
- ・買い物・通院・地域活動の「足」の確保が難しい

5 計画の基本理念と基本目標

住民がともに、支え合い・助け合いを通じた、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指して、「**ともにつくる 支え合い助け合う 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり**」を基本理念とし、社会環境の変化による新たな課題に対応し、引き続き地域福祉の一層の推進を図っていきます。

基本理念

ともにつくる 支え合い助け合う 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり

基本目標	基本施策
基本目標 1 支え合いの輪が 広がるまち	① 地域共助の意識の醸成
	② 地域福祉活動への支援と連携強化
	③ 社会参加・交流の促進
基本目標 2 支え合いの仕組みが あるまち	① 支援を要する方に支援が届く体制の整備
	② 様々な状況に応じたきめ細かな支援の充実
基本目標 3 いつまでも 安全で安心して 暮らせるまち	① 権利擁護支援の推進 【成年後見制度利用促進基本計画】
	② 再犯防止の取組【再犯防止推進計画】
	③ 安全で安心して暮らせる地域づくり

基本目標 1 支え合いの輪が広がるまち

住民の地域福祉に対する理解を深め、お互いを尊重しながら暮らす福祉意識の醸成を図り、ボランティア活動や地域の交流活動を活性化することにより住民同士のつながりを深め、支え合う担い手づくりを目指します。

基本施策 1 地域共助の意識の醸成

町の取り組み

- 地域共生意識の啓発
- 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発
- 障害に関する福祉教育の充実
- 地域健康づくり活動の推進
- 介護予防の推進
- ゲートキーパーの養成

社会福祉協議会の事業

- ボランティア活動周知
- ボランティア養成講座
- 福祉体験学習の推進

基本施策 2 地域福祉活動への支援と連携強化

町の取り組み

- 地域福祉に関する多様な主体との協議の機会の確保
- 民生委員・児童委員の活動支援

社会福祉協議会の事業

- 住民たすけあいサービス（ちょこっとおたすけ隊）
- ボランティア連絡協議会

基本施策 3 社会参加・交流の促進

町の取り組み

① 活動を通じたつながりの機会の確保

- 運動に関する啓発活動と実践
- 活動機会・生きがいの確保の推進
- 障害のある人の生涯学習の場や交流の場づくり
- 地域への参加支援【重層的支援体制整備事業】

② 世代を超えたつながりの機会の確保

- 世代間交流の推進
- 子どもたちの活動の場の確保
- 地域の協力による職業体験機会の充実

③ 居場所・拠点づくりの推進

- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て教室（さくらんぼクラブ）
- 子育て家庭への支援
- 図書館機能の充実
- 横芝駅前情報交流館「ヨリドコロ」の活用



社会福祉協議会の事業

- 地区社会福祉協議会（地区社協）の活動支援
- 生き生きクラブ（老人クラブ）の活動支援
- 福寿会（町委託事業）
- ふれあいサロン

基本目標 2 支え合いの仕組みがあるまち

困りごとを抱える人の相談を総合的に受け止め、支援につなぐ体制の構築を目指します。また、住民が適切な福祉サービスを受けられるように、住民のニーズに基づき、公的なサービスを推進するとともに、住民参加のサービスを充実し、誰もが、住み慣れた町で自分らしく暮らせる、まちづくりを目指します。

基本施策 1 支援を要する方に支援が届く体制の整備

町の取り組み

① 適切な支援につなげる相談支援体制の整備

- 包括的な相談支援体制の充実【重層的支援体制整備事業】 ●自殺対策の相談体制の強化
- 人権相談の充実 ●アウトリーチ等を通じた継続的支援【重層的支援体制整備事業】

② 適切な支援を検討する協議体制の整備

- 庁内ケース連絡会【重層的支援体制整備事業】 ●地域ケア会議の推進
- 生活支援のコーディネーター機能の強化 ●障害児支援の充実 ●横芝光町自殺対策連絡協議会
- 地域の医療機関、福祉事業所等との連携

社会福祉協議会の事業

- 声の広報サービス ●生活支援コーディネーター ●心配ごと・法律相談

基本施策 2 様々な状況に応じたきめ細かな支援の充実

町の取り組み

① 各福祉分野における支援の充実

- 教育、保育、子育て支援の充実 ●障害者の自立支援の推進 ●高齢者福祉等の推進
- 地域における見守り及び支援体制づくりの推進

② 分野を超えた支援の充実

- ダブルケアへの対応 ●生活困窮者への支援
- 児童や高齢者虐待、障害者虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）防止の相談体制の充実
- 要保護児童対策地域協議会事業 ●家庭訪問事業
- 孤独・孤立対策の推進 ●ヤングケアラーへの支援

社会福祉協議会の事業

- 車椅子の貸出 ●福祉資金貸付事業
- 地域活動支援センター「たんぽぽ」の管理運営（町指定管理事業）



基本目標 3 いつまでも安全で安心して暮らせるまち

一人ひとりの人権が尊重され、判断能力が十分でない人も地域で自立して本人らしい生活を継続できるよう、権利擁護に関する制度の利用促進を進めます。また、地域の見守りや防災・防犯体制を強化し、安全で安心して暮らせる地域環境づくりを目指します。

基本施策 1 権利擁護支援の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

町の取り組み

- 成年後見制度の利用支援
- 認知症施策の推進

社会福祉協議会の事業

- 日常生活自立支援事業（すまいる）

基本施策 2 再犯防止の取組【再犯防止推進計画】

町の取り組み

- 再犯防止に関する周知啓発
- 更生保護活動への支援
- 犯罪被害者支援施策との協調

基本施策 3 安全で安心して暮らせる地域づくり

町の取り組み

- 地域防災体制の強化
- 災害時の避難場所の整備
- 交通安全対策の強化
- 防犯対策の強化
- 誰もが使いやすい施設等の整備
- 移動に対する支援

社会福祉協議会の事業

- 災害ボランティアセンターの設置運営
- 声の訪問サービス（もしもし電話）
- 外出支援サービス（町委託事業）
- 福祉カーの貸付（町委託事業）

